

一般社団法人彦根薬剤師会理事及び監事の報酬規程

(総 則)

第1条 一般社団法人彦根薬剤師会（以下「本会」という。）定款第27条第2項に基づく理事及び監事の支給については、この規程の定めるところによる。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、費用とは明確に区分されるものとする。

(2) 費用とは職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）その他の経費であり、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(理事及び監事の報酬額等)

第3条 理事及び監事の報酬は、基本額に理事及び監事別係数を乗じた額を月額とする。なお職務の執行に必要な費用については、別途支払う。

2 代表理事の基本額は3万円とする。年36万円。

(支給日および支給方法)

第4条 報酬は現金又は振込により毎月10日に支給する。支給日が本会の休日に該当するときは、その前日に支給する。